2~7 (略)	る部分を百で除して得た数以上。) は、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で、百を超え四 支援相談員 一以上(入所者の数が百を超える場合にあって一〜三 (略)	る従業者の員数は、次のとおりとする。き医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事すう。)第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべ第二条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」とい(従業者の員数)	第二章 人員に関する基準 改 正 案
2~7 (略)	五 理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で入所者の数を百上 四 支援相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以一〜三 (略)	る従業者の員数は、次のとおりとする。き医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事すう。)第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべ第二条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」とい(従業者の員数)	第二章 人員に関する基準